

上田市公害防止条例施行規則

平成21年12月18日

規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、上田市公害防止条例(平成21年条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定施設)

第2条 条例第2条第1項第2号の規則で定める施設は、汚水又は廃液に係るものにあつては別表第1、騒音に係るものにあつては別表第2、悪臭に係るものにあつては別表第3、粉じんに係るものにあつては別表第4に掲げる施設とする。

(特定行為)

第3条 条例第2条第1項第3号の規則で定める行為は、別表第5に掲げる行為とする。

(規制基準等)

第4条 条例第6条第1項の規制基準は、汚水又は廃液に係るものにあつては別表第6、騒音に係るものにあつては別表第7、悪臭に係るものにあつては別表第8、粉じんに係るものにあつては別表第9に掲げるとおりとする。ただし、公害の防止に関する条例(昭和48年長野県条例第11号)第42条に係る騒音及び条例第25条に係る騒音については、この限りでない。

2 条例第6条第1項の環境基準のうち水質に係るものにあつては、別表第10に掲げるとおりとする。

(特定施設の設置の届出)

第5条 条例第9条又は第10条の規定による届出は、特定施設設置(使用)届出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工場又は事業場及びその付近の見取図
- (2) 工場又は事業場の建物、特定施設、汚水等の処理施設等の配置図
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 条例第9条第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 工場又は事業場の事業内容
- (2) 常時使用する従業員数
- (3) 汚水又は廃液に係る特定施設にあつては、汚水等に係る用水及び排水の系統

(特定施設の構造等の変更の届出)

第6条 条例第11条の規則で定める事項は、前条第2項第3号に掲げる事項とする。

2 条例第11条の規定による届出は、特定施設変更届出書(様式第2号)に前条第1項に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 条例第11条ただし書の規則で定める範囲は、条例第9条、第10条又は第11条の規定による届出に係る特定施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該特定施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合とする。

(受理書)

第7条 市長は、条例第9条、第10条又は第11条の届出を受理したときは、受理書(様式第3号)を当該届出をした者に交付するものとする。

(氏名の変更等の届出)

第8条 条例第14条の規定による届出は、条例第9条第1号又は第2号に掲げる事項の変更の届出にあつては氏名等変更届出書(様式第4号)により、特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては特定施設使用廃止届出書(様式第5号)によるものとする。

(承継)

第9条 条例第15条第3項の規定による届出は、特定施設承継届出書(様式第6号)によるものとする。

(措置の届出)

第10条 条例第17条第2項の規定による届出は、公害防止措置完了届出書(様式第7号)によるものとする。

(特定行為の実施の届出)

第11条 条例第18条第1項の規則で定める特定行為は、別表第5の1から7までに掲げる特定行為とする。

2 条例第18条第1項及び第2項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 特定行為の場所の付近の見取図

(2) 特定行為を伴う建設工事等の工程の概要を示した工程表で特定行為の工程を明示したもの

3 条例第18条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 建設工事等の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

(2) 特定行為の種類

(3) 特定行為に使用される別表第5に規定する機械の名称、型式及び仕様

(4) 特定行為の開始及び終了の時刻

(5) 下請負人が特定行為を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

(6) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定行為を実

施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
(雑排水簡易浄化槽)

第12条 条例第21条の規則で定める設備は、次の各号に掲げる排水の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備とする。

- (1) 生活排水 3槽以上の構造を有する有効容量200リットル以上の沈殿ろ過槽又は同等以上の処理能力を有する設備
- (2) 事業排水 3槽以上の構造を有する沈殿ろ過槽若しくは油分離槽又はこれらと同等以上の処理能力を有する設備

2 条例第21条ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 条例第6条第1項に規定する汚水又は廃液に係る規制基準の適用を受ける場合
- (2) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)又は公害の防止に関する条例に規定する排出水に係る規制基準の適用を受ける場合
- (3) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽を設置しようとする場合
- (4) 災害その他非常の事態の発生等によりやむを得ず行う必要がある場合
- (5) その他市長が認める場合

(拡声機の使用の特例)

第13条 条例第25条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 別表第11に規定する方法により使用する場合。ただし、次に掲げる施設の周辺を除く。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(以下「学校」という。)

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所(以下「保育所」という。)

ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院(以下「病院」という。)及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの(以下「収容施設を有する診療所」という。)

エ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館(以下「図書館」という。)

オ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム」という。)

- (2) 法令により認められた目的のために使用する場合
- (3) 広報その他の公共の目的のために使用する場合

- (4) 官公署、学校、工場等において時報又は業務連絡のために使用する場合
- (5) 祭礼、盆踊り、運動会その他の社会生活において相当と認められる一時的行事のために使用する場合
- (6) その他市長が認める場合
(身分証明書)

第14条 条例第27条第2項の職員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第9号)によるものとする。

(書類の提出)

第15条 条例及びこの規則の規定に基づき市長に提出する書類は、正副2部とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(上田市公害防止条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 上田市公害防止条例施行規則(昭和47年上田市規則第12号)
- (2) 丸子町公害防止条例施行規則(昭和48年丸子町規則第1号)
- (3) 丸子町公害防止監視員規則(昭和48年丸子町規則第9号)
- (4) 武石村公害防止条例施行規則(昭和46年武石村規則第8号)
(丸子町雑排水等の処理に関する条例施行規則の一部改正)

3 丸子町雑排水等の処理に関する条例施行規則(昭和52年丸子町規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第4条及び第5条を次のように改める。

第4条及び第5条 削除

別表を削る。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

(真田町環境保全に関する条例施行規則の一部改正)

4 真田町環境保全に関する条例施行規則(昭和47年真田町規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条第3項」を「第6条第1項」に、「同条第4項」を「同条第2項」に、「別表第1」を「別表」に改める。

第3条から第8条までを次のように改める。

第3条から第8条まで 削除

別表第1を別表とし、別表第2から別表第8までを削る。

様式第6から様式第8までを次のように改める。

様式第6から様式第8まで 削除

様式第9（裏面）を次のように改める。

（裏面）

この証明書を携帯する者は、真田町環境保全に関する条例の規定により、立入検査の職権を行う者で、その関係条文は次のとおりです。

真田町環境保全に関する条例抜粋

（報告の聴取及び立入検査）

第12条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、環境保全に障害を及ぼしている者から必要な報告を求め、又は職員をして工場、事業所、その他の場所に立入り必要な施設、書類、その他の物件を調査若しくは検査させることができる。

2 前項の場合において、職員はその身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

（罰則）

第21条 第12条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定により立入検査、若しくは検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

（付表1）から（付表3）までを削る。

（経過措置）

- 5 この規則の施行前に、附則第2項の規定による廃止前の上田市公害防止条例施行規則、丸子町公害防止条例施行規則若しくは武石村公害防止条例施行規則、附則第3項の規定による改正前の丸子町雑排水等の処理に関する条例施行規則又は前項の規定による改正前の真田町環境保全に関する条例施行規則の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第2条関係）

汚水又は廃液に係る特定施設

番号	用途	名称	規模
1	動物の飼養の用に供するもの	(1) 豚の飼養施設	飼養能力 50 頭(繁殖豚にあつては 5 頭)以上のもの(2 か月齢未満のものを除く。)
		(2) 牛の飼養施設	飼養能力 5 頭以上のもの
		(3) 馬の飼養施設	飼養能力 5 頭以上のもの
		(4) 鶏の飼養施設	飼養能力 300 羽以上のもの(30 日未満のひなを除く。)
2	自動車用燃料小売業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業及び自動車整備業の用に供するもの	(1) 洗淨施設 (2) 油水分離施設	1月の通常の排水量が 200 立方メートル以上の事業場におけるものに限る。
3	食品残物処理の用に供するもの	食品残物処理装置 (ディスポーザー)	すべてのもの

備考

- 1 この表は、当該特定施設に係る汚水又は廃液を公共用水域に排出する場合に限り適用する。
- 2 この表は、水質汚濁防止法又は公害の防止に関する条例に規定する特定施設は除く。
- 3 この表は、当該特定施設から排出される水を処理できるものとして浄化槽法第4条第2項の規定による構造基準に適合した浄化槽を使用する場合を除く。

別表第2（第2条関係）

騒音に係る特定施設

番号	用途	名称	規模
1	金属加工施設	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット未満のもの
		(2) ベンディングマシン	ロール式のものであって原動機の定格出力が 3.75 キロワット未満のもの
		(3) 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン未満のもの
		(4) せん断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット未満のもの
		(5) 研摩機	工具用研摩機を除くすべてのもの
2	空気の圧縮及び送風施設	(1) 空気圧縮機	原動機の定格出力が 1 キロワット以上 7.5 キロワット未満のもの
		(2) 送風機	
3	土石用又は鉱物用の破碎、摩砕、ふるい、分級及び切断の施設	(1) 破碎機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット未満のもの
		(2) 摩砕機	
		(3) ふるい	
		(4) 分級機	
		(5) 石材引割機	すべてのもの
4	繊維加工施設	(1) 紡績機械	すべてのもの
		(2) 編組機	原動機を使用するもの
		(3) 撚糸機	
5	木材加工施設	(1) 帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 1 キロワット以上 2.25 キロワット未満のもの
		(2) 丸のご盤	
		(3) たてのご盤	製材用のものにあつては原動機を使用するもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 1 キロワット以上のもの
		(4) かな盤	原動機の定格出力が 1 キロワット以上 2.25 キロワット未満のもの
6	穀物用製粉施設	製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出

			力が7.5キロワット未満のもの
7	電線加工施設	(1) 編組機 (2) 絹巻線機	すべてのもの
8	その他の施設	(1) 重油バーナー	重油使用量が毎時15リットル以上のもの
		(2) 電気炉及びキューボラ	すべてのもの
		(3) 遠心分離機	原動機を使用するもの
		(4) 集じん装置	固定式のすべてのもの
		(5) 冷凍機	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの(冷房に用いるものを除く。)

備考 この表は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定された地域のみ適用する。

別表第3（第2条関係）

悪臭に係る特定施設

番号	用途	名称	規模
1	動物の飼養の用に供するもの	(1) 豚の飼養施設	飼養能力 50 頭(繁殖豚にあつては5頭)以上のもの(2 か月齢未満のものを除く。)
		(2) 牛の飼養施設	飼養能力 5 頭以上のもの
		(3) 馬の飼養施設	飼養能力 5 頭以上のもの
		(4) 鶏の飼養施設	飼養能力 300 羽以上のもの(30 日未満のひなを除く。)

別表第4（第2条関係）

粉じんに係る特定施設

番号	用途	名称	規模
1	鋳物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石のたい積の用に供するもの	たい積場	面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
2	破碎若しくは摩砕施設（鋳物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が75キロワット未満のもの
3	ふるい（鋳物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）の用に供するもの	ふるい	原動機の定格出力が15キロワット未満のもの

別表第5（第3条関係）

建設工事等として行われる特定行為

番号	行為内容
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	コンクリートカッターを使用する作業
7	鉄球を使用する解体作業
8	害鳥威嚇用爆音機を使用する作業

備考

- 1 この表は、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された区域内で行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業を除く。
- 2 この表は、特定行為がその行為を開始した日に終わるものを除く。

別表第6（第4条関係）

汚水又は廃液に係る規制基準

番号	項目 区分	水温	外観	臭気	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油含有量) (単位1リットルにつきミリグラム)	その他の基準及び説明
						日間平均	最大		
1	動物の飼養の用に供するもの	排出先の公共用水域の水質に著しく変化を与えないと認められる程度	同左	同左	5.8以上 8.6以下	150	200		
2	自動車用燃料小売業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業及び自動車整備業の用に供するもの				5.8以上 8.6以下			5	次の各号に該当すること。 (1) 車両洗浄排水及びその他の含油排水は、すべて不浸透性材料で作られた処理槽に入れたのち排出しなければならない。 (2) 処理槽とは、沈澱槽及び油分離槽をいい、当該排出水を排出基準以下に処理しうる施設であること。 (3) 沈澱槽及び油分離槽

										は、汚泥がたい積しないよう適切に除去しなければならない。
3	食品残物処理の用に供するもの	食品残物処理装置(ディスポーザー)を使用してはならない。								

備考

- 1 採水地点は工場等の排出口（排出水を排出する場所をいう。）とする。
- 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 測定方法は次のとおりとする。

項目	測定方法
水温	日本工業規格 K0102(以下この表において「規格」という。)7.2に定める方法
外観	規格8に定める方法
臭気	規格10.1に定める方法
水素イオン濃度	規格12.1に定める方法
生物化学的酸素要求量	規格21に定める方法
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき、ノルマルヘキサン抽出物質含有量に係る検定方法として環境大臣が定める方法

別表第7（第4条関係）

騒音に係る規制基準

1 特定施設の規制基準

区分	左記の区分に対応する規制基準(単位デシベル)		
	昼間 (午前8時から午後6時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで、午後6時から午後9時まで)	夜間 (午後9時から翌日の午前6時まで)
第1種区域	50	45	45
第2種区域	60	50	50
第3種区域	65	65	55
第4種区域	70	70	65

備考

- 1 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 3 騒音の測定は、音源の存する敷地の境界線又はこれに相当する場所とする。
- 4 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域について、同法第4条第1項の規定により定められた区域をいう。
- 6 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する次の各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、こ

の表に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校
- (2) 保育所
- (3) 病院及び収容施設を有する診療所
- (4) 図書館
- (5) 特別養護老人ホーム

2 特定行為の規制基準

- (1) 特定行為の騒音が、特定行為の場所の敷地の境界線において、別表第5の1から7までに掲げる特定行為（以下「特定建設作業」という。）にあっては85デシベルを超える大きさのものでないこと。同表の8に掲げる特定行為にあっては次の表に掲げるとおりとする。

日の出から日没まで	日没から日の出まで
住家からおおむね100メートル以内は使用してはならない。	使用してはならない。

- (2) 特定建設作業の騒音が、付表の1に掲げる区域にあっては午後7時から翌日の午前7時までの時間内、付表の2に掲げる区域にあっては午後10時から翌日の午前6時までの時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特にこの号本文に掲げる時間（以下「夜間」という。）において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
- (3) 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において、付表の1に掲げる区域にあっては1日10時間、付表の2に掲げる区域にあっては1日14時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
- (4) 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険

を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

- (5) 特定建設作業の騒音が日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

備考

- 1 デシベルとは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 3 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上

端の数値とする

付表

- | |
|---|
| 1 第1種区域及び第2種区域並びに第3種区域、第4種区域及びその他の区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域内 |
| (1) 学校 |
| (2) 保育所 |
| (3) 病院及び収容施設を有する診療所 |
| (4) 図書館 |
| (5) 特別養護老人ホーム |
| 2 1の区域以外の区域 |

備考 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域について同法第4条第1項の規定により定められた区域を、その他の区域とは同法第3条第1項の規定により指定された地域以外の地域をいう。

別表第 8（第 4 条関係）

悪臭に係る規制基準

番号	区分	規制基準
1	動物の飼養の用に供するもの	<p>次の各号に該当すること。</p> <p>(1) 床は、不浸透性材料で作られ、適当な勾配と排水溝が設けられていること。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、鶏の家禽舎の床は、砂浴場の部分を除き、清掃に支障をきたさない材料で作られ、かつ、採ふんに便利な構造であること。</p> <p>(3) 汚物処理設備として、汚物の保管設備及び汚水の浄化装置又は貯留槽が設けられていること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水の浄化装置及び貯留槽は要しない。</p> <p>(4) 汚物の保管設備及び汚水の貯留槽は、不浸透性材料で作られ、密閉することができる覆いが設けられていること。</p> <p>(5) 運動場を設ける場合は、周囲を不浸透性材料で囲むこと。</p> <p>(6) 防臭剤及び防虫剤を適宜散布し、悪臭及び衛生害虫の発生を防止すること。</p> <p>(7) ふん尿は、適宜取り去り、なるべく踏ませないこと。</p>

備考 この表に掲げる規制基準は、周囲の環境等に照らし、市長が著しく不快を与えないと認めたときは適用を除外することができる。

別表第9（第4条関係）

粉じんに係る規制基準

番号	区分	規制基準
1	<p>鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石のたい積の用に供する施設</p>	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石をたい積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること</p>
2	<p>破碎若しくは摩砕施設（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	<p>ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）の用に供する施設</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

別表第10（第4条関係）

水質に係る環境基準

区分	項目	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素量	大腸菌群数
第1種水域		6.5以上8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下
第2種水域		6.5以上8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/100ml以下
第3種水域		6.5以上8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN/100ml以下
測定方法		規格12.1に定める方法	規格21に定める方法	付表8に定める方法	規格32に定める方法	最確数による定量法

備考

- この表に掲げる水質の測定方法のうち、規格とは日本工業規格 K0102による。
- この表に掲げる水質の測定方法のうち、付表8とは水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）付表8に掲げる方法による。
- この表に掲げる水質の測定方法のうち、最確数による定量法とは水質汚濁に係る環境基準について別表2の1の(1)のアの備考の4に掲げる方法による。
- 水質の測定方法は、測定方法の欄に掲げる方法又は当該方法と同程度の計測結果の得られる方法とする。
- 上記1から4までにおいて、測定点の位置の選定、試料の採取、操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。
- 測定の実施は、河川が通常の状態の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。
- 第1種水域、第2種水域及び第3種水域は、次に掲げるとおりとする。

第1種水域	市民の定住的生活、農耕、家畜の飼育などの影響が及んでいない河川
第2種水域	矢出沢川、傍陽川、内村川、武石川
第3種水域	第1種水域及び第2種水域以外の河川

備考

- 河川の名前は、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する名称による。

2 この表は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき指定された水域を除く。

別表第 1 1 (第 1 3 条関係)

拡声機の使用基準

- 1 拡声機の 1 回の使用時間は、10 分以内とし、1 回につき 10 分以上休止すること。
ただし、自動車による等移動して拡声機を使用する場合にあっては、同一場所において使用する場合に限る。
- 2 2 以上の拡声機 (携帯して使用する拡声機を除く。) を使用する場合は、拡声機の間隔は 50 メートル以上とすること。
- 3 商業宣伝を目的として午後 7 時から翌日午前 10 時までの間は拡声機を使用しないこと。
- 4 商業宣伝を目的として地上 7 メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。
- 5 風俗営業 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項に規定する風俗営業をいう。) を営む施設及び興行場 (興行場法 (昭和 23 年法律第 137 号) 第 1 条に規定する興行場をいう。) においては、直接屋外に向けて拡声機を使用しないこと。
- 6 拡声機から発生する音量は、次の表の範囲内とする。

区域の区分	音量
第 1 種区域、第 2 種区域	55 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル
その他の区域	60 デシベル

備考

- 1 デシベルとは、計量法別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性 (FAST) を用いることとする。
- 3 音量の測定点は、敷地の境界線 (移動して拡声機を使用する場合にあっては、道路端) とする。
- 4 騒音の測定方法は、日本工業規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする

5 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域について同法第 4 条第 1 項の規定により定められた区域を、その他の区域とは同法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域以外の地域をいう。

様式第1号(第5条関係)

受理	年	月	日
整理番号			

特定施設設置(使用)届出書

年 月 日

(届出先)上田市長

届出者 住所

氏名

印

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

上田市公害防止条例第9条(第10条)の規定により、特定施設の設置(使用)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				
工場又は事業場の所在地				
工場又は事業場の事業内容				
常時使用する従業員数				
担当の氏名及び電話番号	電話番号			
備考				
特定施設の種類	数量	構造	使用の方法	汚水等の処理又は防止の方法
		別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり

備考

- 1 印の欄には、記載しないこと。

- 2 特定施設の種類の欄には、上田市公害防止条例施行規則で定める別表番号、項番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときはその番号並びに名称を記載すること。
- 3 構造、使用の方法及び汚水等の処理又は防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、汚水等の区分により次の書類によること。
 - (1) 汚水又は廃液 付表 1
 - (2) 騒音 付表 2
 - (3) 悪臭 付表 3
 - (4) 粉じん 付表 4 - 1 又は 4 - 2

添付書類

- 1 工場又は事業場及びその付近の見取図
- 2 工場又は事業場の建物、特定施設、汚水等の処理施設等の配置図

(付表1)

汚水又は廃液に係る施設の概要

番 号										
特定施設の種 類										
数 量										
施設 の 設 置	設 置 年 月 日		年	月	日		年	月	日	
	着 手 予 定 年 月 日		年	月	日		年	月	日	
	完 成 予 定 年 月 日		年	月	日		年	月	日	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日		年	月	日		年	月	日	
構 造	型 式									
	能 力 ・ 規 模									
使 用 の 方 法	状 況	1 日 の 使 用 時 間	午前	時 从	午前	時 まで	午前	時 从	午前	時 まで
		季 節 変 動								
	動物の飼養の用に供 する施設における汚 水汚物の処分方法 (該当するものを で 囲 む)	1 汚水処理施設 2 肥料 3 その他 ()					1 汚水処理施設 2 肥料 3 その他 ()			
特定施設の排水量		通常	m ³ /日	最大	m ³ /日	通常	m ³ /日	最大	m ³ /日	
処理施設の種 類 ・ 名 称 及 び 型 式										
		処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後		
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
水量(m ³ /日)										
水 質	水素イオン濃 度									
	生物化学的酸素要 求量(mg/l)									
	ノルマルヘキサン抽出 物質(mg/l)									

	その他									
放 流 先										
残 さ	種 類									
	1か月の生成量(種類別)									
	処理方法(種類別)									
備 考										

備考

- 1 工場又は事業場の建物、特定施設、汚水等の処理施設等の配置図に、汚水等に
係る用水及び排水の系統を記載すること。この場合において、用水の給水経路を
青で、排水の排出経路を赤で記入すること。
- 2 設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日
の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月
日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ
記載すること。
- 3 水質の欄は、工場又は事業場から排出される汚水等中の主たる汚濁物質の濃度
等を記載すること。

(付表2)

騒音に係る施設の概要

番	号		
特定施設の種類			
数			
施設の設置	設置年月日	年 月 日	年 月 日
	着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
	完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
	使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
構造	型 式		
	公 称 能 力		
使用の方法	使用開始時刻 (時 ・ 分)		
	使用終了時刻 (時 ・ 分)		
騒音の防止の方法		別紙のとおり	
備 考			

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。

(付表 3)

悪臭に係る施設の概要

番	号		
特 定 施 設 の 種 類			
数			
施 設 の 設 置	設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
構 造 及 び 使 用 の 方 法	規 模 (面 積)		
	建 物 の 構 造		
	収 容 数 量		
	季 節 変 動		
	原 料 の 種 類 及 び 使 用 量 (貯 蔵 種 類 及 び 貯 蔵 量)		
	製 品 名 及 び 製 造 量		
処 理 の 方 法	集 気 の 方 法		
	処 理 施 設 の 形 式		
	悪臭の発生又は排出が著 しいときの措置方法		
	施設から発生する廃棄物 の種別及び処理の方法		
備	考		

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄

に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

- 2 悪臭の発生又は排出が著しいときの措置方法の欄は、悪臭防止に関して速やかに講じられる措置の概要を具体的に記載する。

(付表4 - 1)

粉じんに係る施設(たい積場)の概要

番 号				
特 定 施 設 の 種 類				
数 量				
施設 の 設 置	設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
構 造 及 び 使 用 の 方 法	名称及び型式			
	面積(m ²)			
	たい積能力(t)			
	たい積物の種類、性状及び 通常の間延べたい積量 (t/年)			
	たい積場がその中に設置 されている建築物の概要			
防 止 の 方 法	散 水	装置の種類・型式・基 数		
		装置の能力(m ³ /h)		
		散水の方法		
	防じんカバーの設置状況			
	薬 液 散 布	薬液の種類・名称		
		装置の種類・型式・基 数		
		装置の能力(m ³ /h)		
		薬液散布の方法		
	締 固 め	装置の種類・型式		
		締固め方法		
その他				

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日

の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

- 2 たい積物の種類、性状及び通常の間延べたい積量の欄には比重、粒度、水分値等の概算及び通常の間延べたい積量について記載すること。
- 3 散水の方法、薬液散布の方法、締固め方法及びその他の欄には、実施の量（例えば散水の場合は水量 m^3 / t ）実施頻度等記載すること。
- 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置に係る装置について記載すること。
- 5 粉じん発生施設及び粉じんの飛散防止のための装置とその主要寸法を記入した概要図並びに粉じんの発生及び粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類を添付すること。

(付表4 - 2)

粉じんに係る施設(破碎機、磨砕機、ふるい)の概要

番	号		
特定施設の種		類	
数		量	
施設 の 設 置	設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
構 造 及 び 使 用 の 方 法	名称及び型式		
	原動機の定格出力(kW)		
	処理能力(t/h)		
	処理対象物の種類及び通常 の月間処理量(t/月)		
	破碎機、磨砕機又はふるい がその中に設置されてい る建築物の概要		
防 止 の 方 法	集 じん 機	集じん機の種類・型式	
		集じん機の効率(%)	
		送風機の原動機出力 (kW)	
	散 水 装 置	装置の種類・型式	
		装置の能力(m ³ /h)	
		処理量当たり散水量 (l/t)	
	防じんカバーの設置状況		
その他			

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置に係る装置について記

載すること。

- 3 粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造と、その主要寸法を記入した概要図並びに粉じんの発生及び粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類を添付すること。

様式第2号(第6条関係)

受理	年	月	日
整理番号			

特定施設変更届出書

年 月 日

(届出先) 上田市長

届出者 住所

氏名

⑩

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

上田市公害防止条例第11条の規定により、特定施設の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地					
工場又は事業場の事業内容					
常時使用する従業員数					
担当の氏名及び電話番号			電話番号		
備 考					
特定施設 の 種 類	数 量		構 造	使用の方法	汚水等の処理又は防止の方法
	変更前	変更後			
			別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり

備考

- 1 印の欄には、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、上田市公害防止条例施行規則で定める別表番号、項

番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときはその番号並びに名称を記載すること。

- 3 構造、使用の方法及び汚水等の処理又は防止の方法の欄の記載については、様式第1号に準ずること。また、付表中における番号欄へ「変更の前・後」を加え、変更前及び変更後の内容を対照させること。

添付書類

- 1 工場又は事業場及びその付近の見取図
- 2 工場又は事業場の建物、特定施設、汚水等の処理施設等の配置図

様式第3号(第7条関係)

受理書

年 月 日

様

上田市長



年 月 日次の届出書を受理しました。

届出の根拠	上田市公害防止条例第9条(第10条、第11条)
届出の内容	特定施設の設置(特定施設の使用、特定施設の構造等の変更)
工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
届出に係る特定施設の種類	

様式第4号(第8条関係)

受理	年	月	日
整理番号			

氏名等変更届出書

年 月 日

(届出先) 上田市長

届出者 住所

氏名

④

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、上田市公害防止条例第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更の理由		

備考 印の欄には、記載しないこと。

様式第5号(第8条関係)

受理	年	月	日
整理番号			

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

(届出先) 上田市長

届出者 住所

氏名

④

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

特定施設のすべての使用を廃止したので、上田市公害防止条例第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
特定施設の種類	
使用廃止の年月日	
使用廃止の理由	

備考 印の欄には、記載しないこと。

様式第6号(第9条関係)

受理	年	月	日
整理番号			

特定施設承継届出書

年 月 日

(届出先) 上田市長

届出者 住所

氏名

④

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、上田市公害防止条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
特定施設の種類		
承継の年月日		
被承継者	氏名又は名称	
	住所	
承継の原因		

備考 印の欄には、記載しないこと。

様式第7号(第10条関係)

受理	年	月	日
整理番号			

公害防止措置完了届出書

年 月 日

(届出先) 上田市長

届出者 住所

氏名

④

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号による命令に基づく措置が完了したので、
上田市公害防止条例第17条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
命令に係る特定施設の種別	
措置の内容	
措置完了年月日	

備考 印の欄には、記載しないこと。

様式第 8 号 (第 1 1 条関係)

特定建設作業実施届出書

年 月 日

(届出先) 上田市長

届出者 住所

氏名

⑩

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

特定行為を実施するので、上田市公害防止条例第 1 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事等の名称				
建設工事等の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定行為の種類				
特定行為に使用される上田市公害防止条例施行規則別表第 5 に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特定行為の場所				
特定行為の実施の期間	自 年 月 日			日間
特定行為の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
騒音の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			

下請負人が特定行為を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号
下請負人が特定行為を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
受理年月日	
審査結果	

備考

- 1 この届出書は、上田市公害防止条例施行規則別表第5に掲げる特定行為の種類ごとに提出すること。
- 2 特定行為の種類欄には、上田市公害防止条例施行規則別表第5に掲げる作業の種類を記載すること。
- 3 特定行為の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業しない日を明示すること。
- 4 特定行為の開始及び終了の時刻欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- 5 印欄には、記載しないこと。

添付書類

- 1 特定行為の場所の付近の見取図
- 2 特定行為を伴う建設工事等の工程の概要を示した工程表で特定行為の工程を明示したもの

様式第9号(第14条関係)

(表)

第 号
上田市公害防止条例第27条第2項の規定による身分証明書
所属
職名
氏名
年 月 日交付
上田市長 印

(裏)

上田市公害防止条例抜粋
第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生させ、若しくは発生させるおそれのある者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に工場、事業場、建設工事の場所等に立ち入らせ、必要な設備、書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。
第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。
(3) 第27条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者